

株式会社 ジェイ・エム・エス

証券コード7702

第**55**回

定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

■ 場所

広島市中区加古町4番17号

JMSアステールプラザ2階多目的スタジオ

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使書用紙 返送期限

2020年6月24日（水曜日）

午後6時まで

The logo for JMS (Japan Medical Service) features the letters 'JMS' in a bold, white, sans-serif font. The letters are stylized with horizontal lines passing through them, giving it a modern and dynamic appearance. The logo is set against a dark blue background.

人と医療のあいだに・・・

証券コード 7702
2020年6月10日

株 主 各 位

広島市中区加古町12番17号
株式会社 JMS
代表取締役社長 奥窪宏章

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 広島市中区加古町4番17号
JMSアステールプラザ2階多目的スタジオ
3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第55期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

(お知らせ)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

(新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、下記のとおりご案内申し上げますとともに、株主様のご理解並びにご協力の程お願い申し上げます。

- 株主様へのお願い
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及びご健康状態に十分ご留意のうえ、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
 - ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方、また、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、本年は株主総会へのご出席をお控えいただくことをご検討ください。これらに該当しない方でも、ご不安のある方は、無理をなさらずに株主総会へのご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。
 - ・発熱、咳等の症状のある方、その他の新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- 当社の対応について
 - ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。
 - ・会場入口付近での検温で体温確認をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- その他について
 - ・株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
 - ・例年実施していた会場内展示スペースでの製品展示等は中止させていただきます。

当社では株主総会会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) にてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中摩擦の激化により、米国、中国のほか、ユーロ圏経済の減速基調が継続している中、新型コロナウイルス感染症のグローバルな感染拡大に伴い、世界でパンデミックを引き起こし、各国での需要が落ち込んでおります。世界の工場である中国では、生産停止による投資の先送り等、物流、人流規制が実施されたことによる供給途絶が世界経済を大きく減速させております。この供給途絶の影響によりASEAN、NIEsはマイナス成長となり、また、米国及び欧州においても感染拡大と重なり、失業率が増加、個人消費が落ち込む等、世界的規模で景気が減速しております。国内経済は、設備投資の減速及び所得の伸び悩みによる個人消費の低迷から低成長が続く中、政府等からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止要請を受けての外出自粛による生活必需品以外のモノの消費や、外食・宿泊・旅行等コトの消費が大幅に落ち込み、企業は設備投資、輸出ともに低迷し、景気は落ち込んでおります。

そうした中、当社グループを取り巻く環境は、医療現場において新型コロナウイルス感染症との闘いと共に医療を守るための瀬戸際の対応が続いております。その一方で、海外においては、高齢化の進展と医療の高度化に伴い、米国、欧州において多くの病院が新技術の導入に積極的であります。米国では、ヘルスケア領域におけるデジタルイノベーションを加速する政策が実行され、臨床現場で手術支援ロボット等の先端技術を活用した医療機器の積極的な導入が続くと共に、欧州では、新技術を実装した医療ロボットやAI等の導入が進展しております。また、中国、アジア等の新興国においては、慢性疾患の早期診断、治療ニーズの高まりから医療機器市場は安定成長が続いております。日本国内においては、引き続き高齢化の進展に伴い治療機器需要が増加する一方、病院の機能統合による急性期病院の減少を受け、医療機器市場は緩やかな成長となっております。

当社グループの事業活動としましては、ホスピタルプロダクツ ビジネスユニットでは輸液・栄養領域を、サージカル&セラピー ビジネスユニットでは透析領域及び外科治療領域を、ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニットでは血液・細胞領域を中心にそれぞれ事業を展開し、製品の開発、製造、販売を進めております。

当連結会計年度におきましては、こうした取り組みの一環として、輸液・栄養領域において、経腸栄養ラインと輸液ライン等を物理的に接続させないことを目的とする国際規格に準拠した誤接続防止コネクタを使用した経腸栄養システムの国内導入を進め、さらに栄

養剤用バッグや栄養ボトルと栄養セットの接続部は輸液ライン等と識別できる紫色で統一し、加えて接続部をロック化「Q-LOCK®」することによる離脱防止の安全対策製品を提案しております。また、血液・細胞領域において末梢循環が悪くなった糖尿病患者さんや寝たきりの患者さん等に好発する難治性皮膚潰瘍治療に用いる多血小板血漿を血液中から分離するためのデバイスとして血液成分分離バッグ「セルエイド Pタイプ」が医療現場で活用されています。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

輸液・栄養領域におきましては、日本国内において薬剤調製・投与クローズドシステムの販売が好調に推移したものの、医療機関の共同調達の拡大による市場価格の下落に加え、海外において、アジアの輸液セットの販売が減少したことから、売上高は226億26百万円（前連結会計年度比3.3%減）となりました。

透析領域におきましては、日本国内における人工腎臓用血液回路及び透析装置メンテナンスの販売に加え、海外において北米のAVF針（血液透析用針）の販売が増加したものの、中国の血液透析装置の販売が遅れたことから、売上高186億93百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。

外科治療領域におきましては、日本国内において心肺回路の販売が増加したものの、ペースメーカーの事業縮小に加え、償還価格改定による価格低下により、売上高は42億77百万円（前連結会計年度比2.2%減）となりました。

血液・細胞領域におきましては、日本国内において白血球除去フィルター付血液バッグの販売が増加したことに加え、海外において北米の成分献血用回路、中東の血液バッグの販売が増加したことから、売上高は117億17百万円（前連結会計年度比14.6%増）となりました。

その他取扱商品の売上高は12億53百万円（前連結会計年度比4.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比0.9%増加の585億69百万円となりました。

利益につきましては、日本国内において販売費及び一般管理費を抑制したことに加え、海外において血液・細胞領域の増収効果のほか、フィリピンでは販売拡大に伴い固定費を吸収し単年度黒字となったことにより、経常利益は26億72百万円（前連結会計年度比75.8%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は19億77百万円（前連結会計年度比70.5%増）となりました。

システム別販売実績

区 分	2019年3月期 (前連結会計年度)		2020年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液・栄養領域	23,406	40.3	22,626	38.6	△780	△3.3
透 析 領 域	18,744	32.3	18,693	31.9	△51	△0.3
外科治療領域	4,372	7.5	4,277	7.3	△94	△2.2
血液・細胞領域	10,229	17.6	11,717	20.0	1,488	14.6
そ の 他	1,306	2.3	1,253	2.2	△52	△4.0
合 計	58,059	100	58,569	100	510	0.9

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の4システム及びその他にて事業活動を展開しております。

(参考) セグメント別販売実績

区 分	2019年3月期 (前連結会計年度)		2020年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	38,630	66.5	38,017	64.9	△612	△1.6
シンガポール	9,907	17.1	10,838	18.5	930	9.4
中 国	1,561	2.7	1,492	2.6	△69	△4.4
フィリピン	—	—	5	0.0	5	—
ド イ ツ	3,107	5.4	3,170	5.4	63	2.0
そ の 他	4,852	8.3	5,044	8.6	192	4.0
合 計	58,059	100	58,569	100	510	0.9

- (注) 1. 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・シンガポール・中国・フィリピン・ドイツの5つを報告セグメントとしております。
2. 「シンガポール」の区分は、生産体制を相互に補完し一体とした事業活動を行うインドネシアの現地法人を含んでおります。
3. 「その他」の区分は、国内子会社及びアメリカ、韓国、タイの現地法人の事業活動を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は28億44百万円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①長期ビジョン

当社グループは、2030年のありたい姿として、「未来の医療を先取りした新たな価値の創造を実現し、世界の人々の健康とQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の一層の向上を支える企業になる」ことを決めました。

②中期経営戦略

当社グループは、2020年5月に前中期経営計画から進行中の取り組みを確実に引き継ぎながらこれまで認識された課題や環境変化を踏まえた新たな施策を織り込んだ中期経営計画《GAIN-RG 2023》を策定いたしました。長期ビジョンの実現に向けて中期経営計画では次の通り基本方針と取り組みを定め、対応を進めてまいります。

基本方針

1. 顧客起点の深化

医療現場と密接した顧客起点の事業運営を深化させ、顧客も自覚していない潜在ニーズを突き止め、共に課題解決することで、新たな成長を実現する。

2. 収益向上への変革

グループ経営を支える人材、組織、制度、体制等あらゆる観点から役割の見直しと強化を図り、安定的かつ持続的に収益が得られる企業体質への変革を推進する。

取り組み

基本方針のもと、次に定める5つの取り組み「事業ポートフォリオの最適化」、「グローバル体制の強化」、「次世代事業の創出」、「グループ経営基盤の強化」、「持続可能な社会の実現」を進めてまいります。

③領域別の対処すべき課題

1. 輸液・栄養領域

輸液領域では、院内感染制御、注入制御、医療事故対策の課題を解決する製品を開発上市しトータルシステムでの価値を提供することで、栄養領域では、栄養管理からリハビリ・回復までの栄養療法のトータルコーディネーターとなることで、医療現場での揺るぎない信頼を確立してまいります。また、国内主力製品のグローバル展開を積極的に推進することにより、当社グループにおける主要事業として収益拡大を進めてまいります。

2. 透析領域

日本国内において患者さんのQOLを支える安心、安全かつ高度な透析医療を提供する企業を目指し、各種装置から情報システム、消耗品、腹膜透析液等を取り揃え、血液透析、腹膜透析の選択療法の啓発、普及を推進しております。海外においては、日本の優れた透析医療を中国に普及させるとともに、慢性腎臓病が増加しているアジア諸国へ販売を拡大してまいります。

3. 外科治療領域

自社開発から製造、販売による高い信頼性の強みを活かし、独自の製品及びサービスで、トータルシステムとして、安心、安全の提供ができるよう、人々の健康寿命に貢献すべく、顧客ニーズの実現への対応を進めてまいります。

4. 血液・細胞領域

血液領域では、高品質な製品の製造と販売を通じ、全血献血と成分献血の両分野において「採血から輸血まで」の各プロセスで欠くことのできないメーカーになることを、細胞領域では、血液や細胞の「採取から投与まで」に必要とされるデバイスを開発し、細胞・再生事業におけるイノベーションマネジメント企業になることを目指して活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 52 期 (2017年3月期)	第 53 期 (2018年3月期)	第 54 期 (2019年3月期)	第 55 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	55,574	56,520	58,059	58,569
経 常 利 益 (百万円)	1,451	820	1,520	2,672
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,182	631	1,160	1,977
1 株当たり当期純利益 (円)	48.51	25.91	47.59	81.12
総 資 産 (百万円)	65,318	67,304	67,320	66,567
純 資 産 (百万円)	31,061	31,549	31,900	32,470

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第52期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第54期の期首から適用しております。第52期の期首に当該会計基準が適用されたと仮定し、総資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	百万シンガポールドル 16	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	百万円 96	100 %	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	80.3 %	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディツィンテック G m b H	百万ユーロ 1	100 %	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100 %	医療機器・医薬品の販売
PT. ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100 %	医療機器の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	百万米ドル 38	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・タイランド CO.,LTD.	百万タイバーツ 5	51.0 %	医療機器の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5 %	医薬品の製造・販売

(注) PT.ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.の100%出資であり、間接所有の子会社であります。

③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸液・栄養領域	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、延長チューブ、薬剤調製・投与クローズドシステム、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針、栄養セット、摂食嚥下関連用品、医療用手袋、不織布製品 他
透 析 領 域	血液透析装置、ダイアライザー(人工腎臓)、人工腎臓用血液回路、AVF針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
外 科 治 療 領 域	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺回路、ペースメーカー、血管造影用カテーテル 他
血液・細胞領域	血液バッグ、成分献血用回路 他
そ の 他	上記以外の取扱品目

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

本社・研究所	広島市中区加古町12番17号
東京本社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営業所	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
工場	出雲(島根県)、三次・千代田(広島県)

② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	本社・工場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本社・工場	中国
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	本社・工場	フィリピン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,276 名	141名減

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,618 名	11 名減	40.3 歳	16.0 年

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計166名及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	4,784百万円
株式会社もみじ銀行	3,234
株式会社山陰合同銀行	2,182

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,733,466株（自己株式348,867株を含む）
- (3) 株主数 5,726名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社カネカ	2,473千株	10.14%
一般財団法人土谷記念医学振興基金	1,900	7.79
土谷佐枝子	1,008	4.13
社会福祉法人千寿会	1,000	4.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	927	3.80
株式会社広島銀行	895	3.67
第一生命保険株式会社	861	3.53
大下産業株式会社	571	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	556	2.28
J M S 共栄会	520	2.13

（注）持株比率は、自己株式（348,867株）を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 窪 宏 章	
常務取締役	栗 根 康 浩	サージカル&セラピー ビジネスユニット統括部長 兼 営業本部長
取締役	佐 藤 雅 文	ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長 兼 研究開発本部長
取締役	桂 龍 司	経営企画本部長 兼 グローバルマーケティング本部長
取締役	柳 田 正 吾	生産本部長
取締役	池 村 和 朗	弁護士
取締役	石 坂 昌 三	株式会社カネカメディックス代表取締役社長
常勤監査役	近 藤 良 夫	
監査役	早稲田 幸 雄	公認会計士、フマキラー株式会社社外監査役
監査役	水 戸 晃	税理士

- (注) 1. 取締役 池村和朗氏及び石坂昌三氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 早稲田幸雄氏及び水戸晃氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 早稲田幸雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 水戸晃氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①就任
2019年6月25日開催の第54回定時株主総会において、石坂昌三氏は取締役新たに選任され、就任いたしました。
- ②退任
2019年6月25日開催の第54回定時株主総会の終結の時をもって、国富純氏、森川重美氏及び井口明彦氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	112百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (6百万円)
合 計	13名	132百万円

- (注) 1. 2000年6月29日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬を年額170百万円以内と、また、1992年8月27日開催の第27回定時株主総会において、監査役の報酬を年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 2018年6月21日開催の第53回定時株主総会において、取締役の報酬とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬額5百万円が含まれております。
4. 上記には、2019年6月25日開催の第54回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 池村和朗氏は、弁護士であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所との間に特別の関係はありません。

取締役 石坂昌三氏は、株式会社カネカメディックスの代表取締役社長であります。なお、当社は、株式会社カネカメディックスとの間に特別の関係はありません。

監査役 早稲田幸雄氏は、フマキラー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、フマキラー株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 水戸晃氏は、税理士であります。なお、当社は、同氏の所属する水戸税理士事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	池 村 和 朗	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	石 坂 昌 三	当事業年度において、当社の取締役就任後に開催の取締役会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	早稲田 幸雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	水 戸 晃	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、2015年4月21日開催の取締役会で一部改定しております。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されることを踏まえ改定したものであり、その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会はコンプライアンス担当取締役を選任し、その指揮・監督の下、全社横断的なコンプライアンス体制を確立するとともに、定期的に状況報告を受ける。
 2. 業務執行をしない社外取締役を置くことにより、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化する。
 3. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め取締役の業務執行を監査する。
 4. 業務執行部門から独立した内部監査部門が、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
 5. 法令等または社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口を設置し、法令等違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 法令上保存を義務づけられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を、社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。
 2. 個人情報及び重要な営業秘密を、社内規程に基づき、適切かつ安全に保存・管理する。
 3. 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社及び当社グループ各社は、品質、コンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等事業推進において想定される様々なリスクについては、社内規程等に基づき、責任担当部署を中心に適切に管理し、必要な対応を行う。
 2. 当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生するおそれが生じた場合は、速やかに取締役会に報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、迅速かつ組織的に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的な達成の方法を定め、その達成に努める。
 2. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行についての責任及び権限を明確にするとともに、社内規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 3. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行の結果を定期的にレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、グループ各社の独立性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告を義務づけるほか、重要案件については、事前協議を踏まえた上で取締役会の承認を要するものとする。
 2. 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
 3. 当社は、グループ各社に共通の企業理念を定め、グループ各社にコンプライアンス担当役員を任命させ、グループの取締役・使用人一体となった法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。
 4. 当社は、グループ各社の役員及び社員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、各担当取締役を経由して当該発生事実を当社社長、コンプライアンス担当取締役及び監査役へ報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、事態の適正な収拾、再発防止策の立案、取締役会への報告を行う。
- ⑥ 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するための体制
- 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するため、基本的な方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、継続的な見直しを行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を要請した場合は、職務に適した使用人が監査役の職務を補助する。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
 2. 使用人の異動に関しては監査役に事前に説明を行う。
- ⑨ 第7項の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。また、監査役の指示により、必要な会議へ出席（監査役の代理出席を含む）する。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、また、監査役から要請がある場合はその事項を、速やかに報告する体制を整備する。
- ⑪ 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役がその職務執行について当社に対し費用の前払い等を請求した場合は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 2. 監査役職務執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と取締役の意見交換会、監査役と会計監査人との意見交換会を定期に開催する。また、監査役は主要な稟議書を閲覧し、取締役または社員に対しその説明を求めることができるほか、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、企業理念体系「JMSWAY」を制定するとともに、すべての役職員が法令遵守をはじめ高い倫理観に則って行動するよう社内教育を定期的実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、コンプライアンス違反の発生またはそのおそれがないかをモニタリングするため、「JMSダイレクトダイアル」と呼ぶ内部通報窓口を社内外に設け広く情報の入手を図るとともに、計画的に内部監査を実施し、コンプライアンスの実効性を高めております。

② リスク管理に関する取組み

当社は、取締役会において、各部門および関係会社より、当社および当社グループの事業環境下における様々なリスクの認識とその対策について定期的に報告を受け、その評価および改善の指示を行うことで、リスク管理体制の維持、向上を図っております。

③ グループガバナンスに関する取組み

当社グループ会社における重要な意思決定については「関係会社管理規程」に基づき、当社と協議し、承認を得ることとしております。また、グループ会社の代表者は年1回以上、取締役会において各社の業務執行状況および業務の適正を確保するための体制の運用状況を報告しております。

④ 取締役の職務執行

月1回開催の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令または定款に定められた事項や経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役および執行役員より業務執行に関する報告を受け、業務執行の監督を行っております。また、取締役および執行役員をメンバーとする役員会を設け、組織運営や事業推進等の個別のテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は取締役会および役員会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書等の関連文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求め、助言を行っております。また、監査役会を定期に開催し、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する事項の報告および協議または決議を行うとともに、代表取締役社長ならびに会計監査人と定期的に会合し意見交換を行っております。

なお、監査の実効性の向上のため2015年7月より監査役を補助する使用人を1名配置しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年（昭和40年）の創業当初より引き継がれている「かけがえのない生命のために」という創業精神の下、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社グループの株主・患者さん・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。

このような当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます）の下においても、中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益は毀損されることとなります。したがって、大規模買付行為の目的からみて買取者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白である等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる大規模買付行為は不適切であると考えます。

さらに、大規模買付行為の中には、1) 一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、2) 大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、3) 大規模買付行為に対する賛否の意見または買取者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買取者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。当社はこれらの大規模買付行為も不適切であると考えます。

当社は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、株主の皆様がその提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことを好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反するおそれのある大規模買付や株主の皆様による適切な判断が困難な方法で大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・栄養領域、透析領域、外科治療領域、血液・細胞領域といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者さんが安心して治療

を受けることができる環境の提供に寄与してまいりました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた4つのテーマ、すなわち「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」、「医療を必要とする方のQOLの向上」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んでまいりたいと考えております。

そして当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値または株主の皆様共同の利益をよりいっそう向上させることにより、基本方針の実現に努めてまいります。

(ロ) 基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）を取得し、当社の財務及び事業の方針の決定の支配を目指す者（以下「買収者」といいます）に対し、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、株主の皆様が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、買収者の提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切に判断を下すべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記①の基本方針を踏まえ、大規模買付行為がなされた場合について、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様

様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2019年5月10日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針について、法令の改正等も踏まえ、所要の変更を行った上で、これを継続することを決議し、2019年6月25日開催の当社第54回定時株主総会においてご承認いただいております。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、上記②の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。また、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数については、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	37,088	流動負債	21,895
現金及び預金	5,765	支払手形及び買掛金	8,446
受取手形及び売掛金	15,683	短期借入金	4,189
有価証券	254	1年内返済予定の長期借入金	3,402
商品及び製品	7,735	リース債務	236
仕掛品	2,787	未払金	2,806
原材料及び貯蔵品	3,928	未払法人税等	571
その他の	962	賞与引当金	1,060
貸倒引当金	△29	その他	1,180
固定資産	29,479	固定負債	12,201
有形固定資産	23,970	長期借入金	9,986
建物及び構築物	8,358	リース債務	637
機械装置及び運搬具	7,807	繰延税金負債	224
工具、器具及び備品	1,990	役員退職慰労引当金	116
土地	2,598	退職給付に係る負債	731
リース資産	216	資産除去債務	134
使用権資産	1,431	その他	370
建設仮勘定	1,567	負債合計	34,096
無形固定資産	538	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,969	株主資本	33,435
投資有価証券	3,846	資本金	7,411
繰延税金資産	726	資本剰余金	10,362
その他	407	利益剰余金	15,932
貸倒引当金	△10	自己株式	△270
		その他の包括利益累計額	△1,098
		その他有価証券評価差額金	203
		為替換算調整勘定	△1,302
		非支配株主持分	133
資産合計	66,567	純資産合計	32,470
		負債純資産合計	66,567

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	58,569
売上原価	42,931
売上総利益	15,638
販売費及び一般管理費	13,323
営業利益	2,314
営業外収益	
受取利息	17
受取配当金	42
持分法による投資利益	308
補助金の収入	79
その他	145
営業外費用	
支払利息	195
その他	40
経常利益	2,672
特別利益	
固定資産売却益	69
投資有価証券売却益	0
特別損失	
固定資産売却損	19
固定資産廃棄損	28
投資有価証券評価損	84
役員退職慰労金	41
税金等調整前当期純利益	2,567
法人税、住民税及び事業税	619
法人税等調整額	△39
当期純利益	1,987
非支配株主に帰属する当期純利益	10
親会社株主に帰属する当期純利益	1,977

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	25,242	流動負債	18,613
現金及び預金	2,017	支払手形	4,262
受取手形	3,730	買掛金	3,375
売掛金	9,557	短期借入金	3,990
商品及び製品	5,644	1年内返済予定の長期借入金	3,345
仕掛品	2,136	未払金	1,536
原材料及び貯蔵品	1,530	未払費用	147
前渡金	180	未払法人税等	284
前払費用	144	未払消費税等	155
未収入金	256	預り金	46
その他	44	賞与引当金	888
固定資産	27,184	設備関係支払手形	583
有形固定資産	13,782	固定負債	8,740
建築物	5,004	長期借入金	8,568
構築物	192	その他	171
機械及び装置	3,835		
車両運搬具	16		
工具、器具及び備品	1,386		
土地	2,442		
建設仮勘定	904		
無形固定資産	503	負債合計	27,354
実用新案権	35	(純資産の部)	
ソフトウェア	198	株主資本	24,869
その他	269	資本金	7,411
投資その他の資産	12,899	資本剰余金	10,362
投資有価証券	1,162	資本準備金	10,362
関係会社株	7,768	利益剰余金	7,366
関係会社出資	0	利益準備金	721
関係会社出資金	3,050	その他利益剰余金	6,644
破産更生債権等	0	別途積立金	5,300
長期前払費用	21	繰越利益剰余金	1,344
繰延税金資産	708	自己株式	△270
繰延税金	110	評価・換算差額等	203
その他	81	その他有価証券評価差額金	203
貸倒引当金	△3		
資産合計	52,427	純資産合計	25,073
		負債純資産合計	52,427

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	41,302
売上原価	30,551
売上総利益	10,751
販売費及び一般管理費	10,438
営業利益	312
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	875
受取家賃	20
補助金収入	74
その他	56
営業外費用	
支払利息	77
その他	22
経常利益	1,240
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	0
特別損失	
固定資産売却損	15
固定資産廃棄損	18
投資有価証券評価損	84
税引前当期純利益	1,123
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△89
当期純利益	996

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕 三 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩 平 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
広島事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩 平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会
常勤監査役 近 藤 良 夫 ㊟
社外監査役 早稲田 幸 雄 ㊟
社外監査役 水 戸 晃 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する長期的かつ安定的な利益還元を基本としながら、期間業績、将来の財政状態及び内部留保等を総合的に勘案し行うこととしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円増配の金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、219,461,391円となります。

これにより、年間配当金は中間配当金（1株につき8円）と合わせまして、1株につき17円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	700,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	700,000,000円
---------	--------------



第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 早稲田幸雄氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任され、また監査役 水戸晃氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、佐上芳春氏は早稲田幸雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任の監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	 みと あきら 水戸 晃 (1953年1月7日生)	2013年7月 岡山西税務署長退職 同 8月 水戸税理士事務所開設(現) 2015年6月 当社補欠監査役 2016年6月 当社監査役(現)	一株
社外監査役候補者とした理由 水戸晃氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を、当社の経営に対する監査・監督に生かしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。			
2	 さがみ よしはる ※ 佐上 芳春 (1949年2月2日生)	1981年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2010年7月 佐上公認会計士事務所開設(現) 2015年6月 株式会社ビーアールホールディングス社外取締役 監査等委員(現)	一株
社外監査役候補者とした理由 佐上芳春氏は、過去に他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を、当社の経営に対する監査・監督に生かしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の社外監査役候補者であります。
- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 水戸晃氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は水戸晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、佐上芳春氏につきましても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 水戸晃氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 水戸晃氏及び佐上芳春氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 - 水戸晃氏及び佐上芳春氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 - 水戸晃氏及び佐上芳春氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - 水戸晃氏及び佐上芳春氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 水戸晃氏及び佐上芳春氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行役又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - 当社は、水戸晃氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、佐上芳春氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

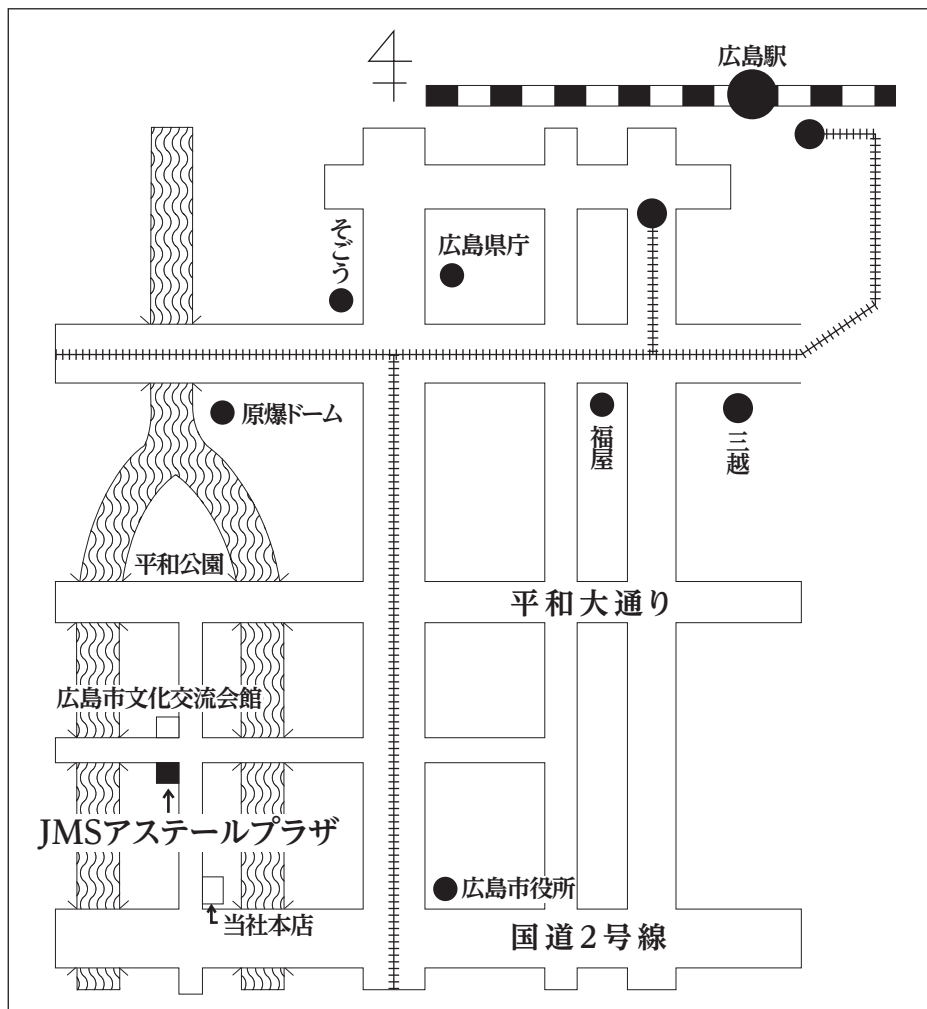
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
とひ あきひろ 土肥 暁宏 (1954年6月20日生)	2015年7月 広島北税務署長退職 2015年8月 土肥税理士事務所開設(現)	一株
補欠社外監査役候補者とした理由 土肥暁宏氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映いただけるものと判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 土肥暁宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、土肥暁宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内



会場 JMSアステールプラザ 2階多目的スタジオ
広島市中区加古町4番17号
(市内バス) 広島バス株式会社 24号(吉島)線
広島駅～吉島営業所行または吉島病院行
「加古町」下車

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。